

平成29年3月22日
生活福祉課長決定

小・中・高等学校等修学支援プログラム事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、親から子への貧困の連鎖を防止し、子どもが将来への希望を持って就学・就労できるように、生活習慣や学習習慣を確立し、学習意欲向上を目指し、学習・生活・養育に関する支援について、必要な事項を定める。

(対象者の範囲)

第2条 対象者は、原則として、市内に居住する生活保護世帯に属する小学校、中学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる高等学校、高等専門学校、特別支援学校及び同法第134条による各種学校に在学中の者（以下「対象者」という。）とする。

(説明及び同意)

第3条 ケースワーカーは、対象者及び保護者に対し、プログラムによる支援方法の説明を行い、保護者に同意を得るものとする。

(具体的支援)

第4条 対象者の属する世帯に対して、ケースワーカーは訪問時や来所時の面談により、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

1. 対象者の属する世帯への学習・進路に関する助言等の支援
2. 対象者の属する世帯への生活・養育に関する助言等の支援
3. 学校や教育委員会等関係機関との情報伝達及び情報交換に関する支援
4. その他、市長が必要と認める子どもの学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲向上のための必要な支援

2 支援を行うにあたっては、生活困窮者学習支援員設置要綱に規定する生活困窮者学習支援員と連携を図ることとする。

(進行管理)

第5条 ケースワーカーは、学習状況・生活習慣を把握するとともに、面談内容や支援内容をケース記録等に記載し、査察指導員が確認を行うものとする。

(補則)

第6条 この事務要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。